陳　情　文　書　表

（保健福祉局）

受理番号	４９００	受理年月日	令和８年10月22日
件　　名	敬老乗車証制度の改善		
要　　旨	敬老乗車証制度は、令和４年10月から負担金や開始年齢の引上げ等について見直された。令和４年、５年の緩和期間を経て令和６年からは従前の負担金額の３倍になった。多くの高齢者が年金生活者であり、昨今の物価高騰の中で負担金の大幅な引上げは家計を圧迫し、敬老乗車証の交付率は低下している。 敬老乗車証は、高齢者の移動する権利を保障するもので、続発する高齢ドライバーの事故や、自転車や歩行者の事故も防ぐものである。高齢者の外出を促進し、高齢者の健康増進、病気の予防にもつながる。交通局や民間交通事業者への収入も保障する。 支所などの洛西ニュータウンセンターゾーン、公共機関、鉄道の駅へのアクセスは、全世代に共通する移動の権利の問題である。 交付開始年齢の引上げではなく、交付開始年齢をまず見直し前に戻し、高齢者の移動の権利の向上を図り、高齢者の移動の拡大により、健康を増進していくため、高齢者の社会参加支援のために、福祉施策であれば、老人福祉法で定める65歳からの適用にしていくことを求める。 また、年金額が増額したことによって敬老乗車証の負担金階層区分が変わり、負担金が倍加し、物価高による年金額の増加の役割がなくなる状況が生じている。階層区分と負担金の見直しを求める。 なお、負担金の引上げと同時に民営バスが制度適用されたが、適用範囲が限定されているため、同じ西京区内の民間バス利用でも負担金が生じている。 また、市営地下鉄の路線が来ていない西京区では阪急電車とＪＲの駅が移動の拠点になっている。移動の拠点までの民営バスの敬老乗車証の適用範囲の拡大を求める。 ついては、以下のとおり願う。 １　敬老乗車証の交付開始年齢を70歳に戻すこと。そのうえで65歳にしていくこと。 ２　敬老乗車証の負担金を令和４年の見直し前に戻すこと。 ３　所得区分を細分化し負担金の見直しを行うこと。 ４　西京区民への民営バスの敬老乗車証の適用範囲を西京区内（南区のＪＲ桂川駅を含む。）とすること。		
陳情者			
回付委員会	環境福祉委員会		